

施設を管理する方へ

2020年4月1日、改正健康増進法が**全面施行**！
飲食店・事務所をはじめ、すべての施設が対象です。
施設・店舗ごとに受動喫煙防止対策が必要です。

望まない受動喫煙の防止を図るため、多くの人々が利用する施設の区分に応じ、当該施設の一定の場所を除き喫煙を禁止する、健康増進法の一部を改正する法律が施行されました。これに伴い、受動喫煙防止は各施設の管理権原者等の責務になります。

喫煙室の 標識掲示

施設に喫煙室がある場合、**標識の掲示が義務**づけられています。

20歳未満は 立入禁止

20歳未満の方は従業員も喫煙エリアへの**立ち入りは禁止**です。

従業員への 受動喫煙対策

従業員に対する**受動喫煙対策**を講ずることも必要です。

違反時の 罰則等の適用

義務違反時には**指導・命令・罰則等**が適用されることがあります。

第一種施設(2019年7月1日～)

対象となる施設

学校、病院、行政機関の庁舎など、受動喫煙による健康影響が大きい子どもや患者などが主に利用する施設

求められる対策

原則敷地内禁煙

※例外として、屋外に必要な措置の取られた喫煙場所の設置が認められています。

【設置にあたって必要な措置】

- ①喫煙場所をパーテーション等で**区画**
- ②喫煙場所である旨の**標識を掲示**
- ③利用者が通常**立ち入らない場所に設置**

第二種施設(2020年4月1日～)

対象となる施設

飲食店、オフィス・事業所、ホテル・旅館など、多くの人々が利用する施設
(第一種施設と喫煙目的施設以外)

求められる対策

①原則屋内禁煙

※例外として、屋内に喫煙専用室等の設置や小規模な飲食店への経過措置が認められています。

- ②**20歳未満**は喫煙エリアへの立ち入りを**禁止**
- ③**標識の掲示**を義務付け

詳しくは横須賀市ホームページをご覧ください。

施設・店舗ごとに
喫煙ルールが定められています

【施設を管理する方の責務】

- 喫煙禁止場所に灰皿などの喫煙をするための器具や設備を設置しない。
- 施設内に禁煙室を設置する場合、喫煙室の構造や設備をたばこの煙の流出を防止するための技術的基準へ適合させる。
- 施設内に喫煙室を設置する場合、喫煙できる場所の出入り口及び施設の主な出入り口に喫煙場所を示す標識を掲示する。
- 喫煙できる場所に20歳未満の者(従業員を含む)を立ち入らせない。
- 喫煙禁止場所で喫煙しているまたは喫煙しようとする者に対して、喫煙の中止または当該喫煙禁止場所からの退出を求めるよう努める。

各種喫煙所設置のルール

- ・たばこの煙の流出を防止するための**技術的基準を遵守**しているか。
 - ・喫煙室の標識及び喫煙室設置施設等の**標識を掲示**しているか。
 - ・**20歳未満の者(従業員を含む)**を立ち入らせていないか。
 - ・喫煙場所を定めるときに**望まない受動喫煙を生じさせることがない**場所とするよう配慮しているか。
- ※第二種施設の屋外でも配慮が必要です。

【たばこの煙の流出防止にかかる技術的基準】

①各種喫煙室の出入口において、**室外から室内に流入する空気の気流が、0.2m毎秒以上**であるようにすること

②壁や天井等によって**区画**されていること

※「壁や天井等」・・・建物に固定された壁、天井のほか、ガラス窓等も含まれますが、たばこの煙を通さない材質・構造のものをいいます。

※「区画」・・・出入口を除いた場所において、壁等により床面から天井まで仕切られていることをいいます。

③たばこの煙が、**屋外または外部の場所に排気**されていること

ただし、以下の要件を満たす脱煙機能装置の設置も可能(経過措置)

- ・総揮発性有機化合物の除去率が95%以上であること
- ・脱煙機能装置により浄化され、室外に排気される空気における浮遊粉じんの量が $0.015\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること



【喫煙室のイメージ】

経過措置が受けられる飲食店について

以下の3つの条件すべてを満たす、既存の経営規模の小さな飲食店（既存特定飲食提供施設）については、経過措置として喫煙可能室の設置を選択することができます。

◇「既存特定飲食提供施設」の3つの条件

- ・2020年4月1日時点で、飲食店として営業をしている店舗
- ・資本金または出資の総額が5,000万円以下
- ・客席面積が100㎡以下



すべての条件を満たす飲食店は経過措置として、店内の全部または一部の場所を喫煙可能とすることができます。
(横須賀市健康増進課へ届出をお願いします)
詳しくは、横須賀市ホームページをご覧ください。

【喫煙場所を設置する際の配慮義務】

◇配慮義務の具体例

- ・喫煙場所を設ける場合には、施設の出入口付近や利用者が多く集まるような場所には設置しない。
- ・喫煙室を設ける場合には、たばこの煙の排出先について当該喫煙場所の周辺の通行量や周辺の状況を十分に配慮して、受動喫煙が生じない場所とすること等の措置を講じること 等

「受動喫煙防止対策助成金」について

中小企業の事業主が、受動喫煙防止対策を実施するために必要な経費のうち、一定の基準を満たす喫煙室等の設置などにかかる工費、設備費、備品費、機械装置費などの経費を一部助成する制度があります。

ご相談は、神奈川県労働局健康課(045-211-7353)まで。

詳細は、厚生労働省のホームページをご参照ください。

受動喫煙防止対策助成金



最新情報は、厚生労働省のHPをご覧ください。

<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp>

なくそう!望まない受動喫煙



なくそう!望まない受動喫煙
マナーからルールへ

<問合せ先>

横須賀市健康増進課 TEL 046-822-4537

横須賀市ホームページ

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/3130/judokitsuen/boushitaisaku.html>

